

～小金井・小平の地域と会員をつなぐ～

さぽたま通信

発行人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 理事長 久保晶子
発行所 〒184-0012東京都小金井市中町4丁目14番17-606
TEL: 042-313-4600 FAX: 042-313-4700
編集人 一般社団法人相続後見シニアサポート多摩 広報紙編集委員一同



特集

万一のときの備え「死後事務の委任契約」

一般社団法人相続後見シニアサポート多摩理事長 久保 晶子

Aさん（80代女性）は、夫の眠る永代供養墓に手を合わせた後、ため息をつきました。長年連れ添った夫が亡くなったのが7年前。二人の間には子供がいなかったため、Aさんは墓じまいを行い菩提寺の合同墓に夫とご先祖様を永代供養しましたが、将来、自分自身に万一のことがあった場合火葬や納骨、住まいの賃貸アパートの片づけなど一体誰に何を願えば良いのか、悩みがつきません。

Aさんのように、お子様がいらっしゃらず、甥姪に頼れない、頼りたくないという方には、お元気なうちに、予め、行政書士などの専門職と「死後事務の委任契約」を締結しておくことをお勧めします。この契約を締結することにより、行政書士等がご入院先の病院の緊急連絡先を引き受けられるようになり、万一のときの対応や、ご親族・ご友人への連絡、火葬・納骨の手配、年金手続、老人ホームの利用料や入院費の支払い、賃貸アパートの後片付けなどの「死後事務」をお手伝いすることができるようになります。

ただし、注意していただきたいのは、預金口座を解約して現金を慈善団体やお世話になった方に

寄付する、といったご遺産に関する手続は、死後事務の委任契約では対応することができません。

「遺言書」を併せて作成していただくことで、ご遺産の手続（相続手続）も、それ以外の死後事務も、ご支援が可能になります。また、死後事務の委任契約も、遺言も、法的効果を発生させる大切な書類ですので、きちんとした「公正証書」で作成することをお勧めしております。

Aさんと同じような悩みを抱えていらっしゃる方は、早めに準備をすることで、お気持ちのご負担を少しでも軽くして、毎日を元気に過ごしていただきたいと思います。

死後事務

火葬・納骨
永代供養
年金等各種届出
電気等の解約
ご自宅の後片付け

遺産の処分 (相続手続)

不動産の名義変更
預金口座の解約
株式・証券の売却
債務の支払い

令和5年度活動報告

10周年記念懇親会 報告：大塚 素直

平成24年、東京都行政書士会多摩中央支部の有志により「成年後見研究会」を立ち上げたのが当法人のそもそもの始まりでした。お陰様でその後10年の月日が流れ、令和5年4月21日（金）、相続後見シニアサポート多摩の10周年記念懇親会を開催いたしました。日頃は各自の担当する事案に頭を悩ませ知恵を絞り奔走するメンバーも、このときばかりはほっと一息。パレスホテル立川1階レストラン「イルペペ」の美味しいビュッフェディナーを楽しみました。記念品として当法人のシンボルカラーであるオレンジ色の印鑑マットをいただき、お客様のために今後も頑張ろう！と、一同決意も新たにいたしました。尚、パレスホテル立川は惜しまれながら令和5年末をもって閉店してしまいました。貴重なひと時を過ごすことができたのだと思います。



第14回勉強会 報告：霜鳥 文美恵

令和5年11月29日（水）、小金井宮地楽器ホール練習室2にて、第14回勉強会を開催しました。テーマは「成年後見人として知っておきたい生活保護の基礎知識」です。講師には、生活保護実務を知り尽くしている、小金井市役所地域福祉課生活福祉係主事の今泉強也様をお招きしました。（小金井市まなびあい出前講座を利用しています。）

広報期間が短かったにも関わらず、20名程の行政書士にご参加いただくことができ、生活保護に対する関心の高さが伺えました。講義は、受給手続きに関わる基本事項を網羅しつつ、施設入所時の受給生活費、世帯分離、葬祭扶助など、後見人として押さえておきたいテーマにも及び、大変充実した内容でした。参加者からは「実務担当者からの話で具体性があった」「疑問が解消された」「ケースワーカーが親身で驚いた」と、多くの好意的な感想を頂きました。



市民公開講座 報告：齋藤 順子

令和6年1月28日（日）、小平市中央公民館にて、令和5年度市民公開講座「事例から一緒に考えよう！遺言書勉強会」（主催：東京都行政書士会多摩中央支部、企画：一般社団法人相続後見シニアサポート多摩）を開催いたしました。

第一部では、相続後見シニアサポート多摩の活動紹介後、行政書士三島友紀会員による講演を行いました。「遺言書がないために起こった大変な事態」と題して、遺言書があるとないとはどのような違いがあるのかを、例を挙げて具体的に説明しました。参加された皆様が真剣に講演を聴かれる姿から、遺言や相続に大きな関心を寄せられていることがよく分かりました。第二部では、当支部所属の行政書士により参加者の中で希望された方に対して無料相談を承りました。

今回は数多くのお申し込みがあり、予定定員を大きく上回って、講演会には34名、相談会は11組のご参加をいただきました。

参加された方から、「遺言書の大切さが分かった」「今後の参考にさせてもらう」「もっと違ったことも聞いてみたい」「同じようなテーマの講演会があったらまた参加してみたい」などたくさんのご感想をいただきました。来年度からも小平、小金井において講演会・相談会を開催いたします。よろしくお願いいたします。



令和5年度活動報告

▼勉強会

令和5年11月29日（水） 第14回勉強会「成年後見人として知っておきたい生活保護の基礎知識」

▼市民公開講座・相談会

令和6年1月28日（日） 令和5年度市民公開講座
「事例から一緒に考えよう！遺言書勉強会～遺言書がないために起こった大変な事態～」及び個別相談会

▼講師派遣・相談員派遣

令和5年11月6日（月） 小金井市社会福祉協議会主催の2023年度第1回成年後見制度等市民啓発講演会
「老いじたくを考えるPart1～相続・遺言・成年後見制度～」

令和5年11月6日（月） 小金井市社会福祉協議会主催「相続・遺言・成年後見制度相談会」

令和6年2月28日（水） 小金井市社会福祉協議会主催の2023年度第2回成年後見制度等市民啓発講演会
「老いじたくを考えるPart2～成年後見制度・死後事務委任契約～」

会員寄稿

死後事務委任について 報告：吉田 安之

A子さんと知り合ったのは、地域包括支援センターからのご紹介でした。ひとり暮らしで、兄弟はいるが遠方居住で、関りは少ない。ずっと独身だったので配偶者も子どももない方でした。

亡くなった時に、高齢のご兄弟に手間をかけさせたくないとお話がありました。そこで当方からの提案として遺言書の作成と死後事務委任契約を提示しました。遺言書の作成で、スムーズに財産を相続することが出来るということ。死後事務委任契約でご葬儀、納骨などの手続きもカバーできるため、遠方のご兄弟に手間をかける事がないということ。A子さんにもメリットをご理解いただき、その後遺言書の作成と死後事務委任契約の締結に至りました。

ある朝、入所中の施設からA子さんの容体が悪くなっていると連絡を受け、そのままご逝去されました。まずは相続人のお兄様に死後事務委任契約に基づく手続きを開始する旨の連絡を取りました。生前にA子さんから連絡してもらっていたために、スムーズに着手できました。

そしてエンディングノートに基づき、死後事務の手続きを行っていきました。ご葬儀はこうして

欲しい、友人や知人はこの方に連絡を取ってほしい、香典は拒否してほしい、お棺には大切なこれを入れて欲しいなどなど。

当職のほうで葬儀社と連絡を取ってご本人の希望に沿った葬儀を行いました。葬儀社の預りサービスで納骨までの間は骨壺を預かっていただき、四十九日のタイミングで菩提寺へ連絡を取り納骨に向かいました。奥州の山深いところにあるお寺で、生前に永代供養費をお支払い済みということでしたので、お布施、塔婆代、お花、果物代をお持ちしました。又お気に入りの写真を備えて欲しいとのことでしたので写真と共に墓へ納骨を致しました。

A子さんのケースには、10名を優に超える相続人がおりました。もし遺言書が無ければ遺産分割協議で合意をとるだけでも一苦労だったでしょう。

おひとり様のみならず、ご兄弟などご親族がいらっしゃる方においてもこれらの契約は有効です。



当法人受任実績

成年後見人・保佐人・補助人就職	50件	日常生活見守り等委任契約締結	9件
日常的金銭管理委任契約締結	7件	財産管理等委任契約締結	9件
任意後見契約締結	11件	死後事務の委任契約締結	30件
遺言執行者への指定	38件	その他	10件

（令和6年2月29日現在）

※当法人の紹介を通じて当会会員（または会員の所属する法人）が受託した受任実績です。

Q 1. 自分で遺言書を書いてみたのですが、この後どうすれば良いですか？

A 1. 自分で書いた遺言書を法務局で保管する制度があり、改ざんや紛失を防ぐことができます。またご本人が亡くなった後の手続きにもメリットがあります。ただ法務局では、その遺言書がご本人の希望を実現するものになっているかどうかなど、内容面での質問・相談は受け付けてもらえないので、併せて専門職への内容確認をお勧めします。

Q 2. 遺留分って何ですか？

A 2. 遺留分とは、お亡くなりになった方の遺産を最低限取得できる相続人の権利のことです。

Q 3. 遺留分は誰に認められているのですか？

A 3. 亡くなった方の配偶者、子供・孫、子供がいない場合は、親・祖父母等です。兄弟姉妹、甥姪には遺留分は認められません。

Q 4. 遺留分はどれだけ請求ができるのですか？

A 4. 遺留分の割合はその方の「法定相続分」の半分（直系尊属のみの場合は3分の1）です。

Q 5. 遺留分はどうすれば取得できるのですか？

A 5. 遺留分は権利ですので主張をすれば取得できます。まずは話し合いで、次に内容証明郵便などで「遺留分侵害額請求」を行いましょう。合意できないなら「調停」や「訴訟」となります。

Q 6. 遺留分侵害額請求はいつまでにしなければいけませんか？

A 6. 遺留分侵害額請求の時効は、侵害された事実を知った日から1年、相続開始から10年です。内容証明郵便等で請求した事実を残すことで時効を止めることができます。

当法人にお気軽にご相談ください

法定後見

- 成年後見人等候補者のご紹介
... 家庭裁判所の審判による後見



任意後見

- 財産管理等委任契約
... 足腰が不自由な場合などの財産管理等
- 任意後見契約
... 将来に備えた契約に基づく後見

見守り事務

- 日常生活見守り等委任契約
... 日常生活の困りごとのご相談・見守り
- 日常的金銭管理等委任契約
... 通帳のお預かり・費用のお支払い

死後の整理事務

- 死後事務の委任契約
... ご葬儀・身辺の整理事務
- 遺言
... 遺言作成・相続に関するお手続き

当法人では、活動趣旨に賛同し、
ご支援いただける方を随時募集しております

皆さまからの温かいご協力をお願い申し上げます。

○賛助会員 年会費 1口 2,000円（1口以上）

会員になられた方には、広報紙とセミナー等のご案内を発送させていただきます。

入会をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。

また、ご寄付（金額指定なし）も別途受け付けております。

編集後記

第7号、お読み頂きありがとうございました。有志の勉強会から始まった当会も10周年を迎えました。今年度は新型コロナによる行動制限もなくなり、当会の活動にもたくさんの市民の方々等にご参加いただけたことを、会員一同大変うれしく思います。来年度も皆様の不安解消の一助となれるような活動や情報発信をしてみたいと思いますので、よろしくお願い致します。（松村彰子）